

〈論文〉

実務家教員の課題と展望

—実務家教員養成課程における実践をふまえて—

吉岡 三重子

はじめに

近年、学生が社会的・職業的自立を図る、あるいはAI・IT等の新たな社会のニーズに対応するといった目的から、社会で活躍する実務家一すなわち学外の人的資源を、大学等の高等教育に参画させることが必要だとの議論が行われている。

実務家教員とは、これまで実務に携わってきた社会人が、その高い実務能力を生かして大学等で教鞭をとる者を指す。2003年に新設された専門職大学院の規程では、専任教員に「専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」が含まれている¹。また2019年には専門職大学および専門職短期大学が設置され、実務家教員が専任教員に含まれただけでなく、「専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」と、専任教員における実務家教員数の割合や実務家教員の実務経験年数も明確に規定された²。

なお、専門職大学の新設に向けて、2017年に中央教育審議会の大学分科会に設置された「制度・教育改革ワーキンググループ」では、実務家教員の登用促進が検討された³。議論では、どのような役割を担う大学であっても、学問の追求だけでなく、さまざまな実務の観点をふまえた教育課程や授業づくりが共通して求められ、それらをふまえた教育課程や授業の改善を促すため、実務家教員の必要性が確認された⁴。企業などと有機的に連携し、実践的な教育をさらに展開していくためにも、大学教育における実務家教員の参画が期待されていた。

ただし、これまでの大学の成立や変遷を俯瞰すると、実務家教員が大学教育に参画するようになったのは必ずしも最近のことではなかったことがわかる。そこで、本稿では、実務家教員が大学教育に参画してきた経緯を明らかにし、そのうえで近年見られる動向と実務家教員の課題について検討したい。また、こうした課題への展望として、2018年10月から学校法人先端教育機構が開講している実務家教員養成課程の実践についても触れておきたい。

1. 実務家教員の需要とその変遷

日本で初めて「大学」が設立されたのは明治初期、1877年に設置された東京大学である。東京大学は1886年に「帝国大学」として国家のための大学となり、法学部・医学部・工学部と実学的な学部で構成された。近代化を急ピッチで進めたい明治政府にとって、帝国大学といういわば国家の大学は、実学的な学部で構成される必要があったのである。また、明治前期をとおして、欧米からの「お雇い外国人」が多数活躍した。帝国大学においても、短期間で教育の質を高めるため、お雇い外国人が多く採用され、

近代めかつ実学的な内容が教授された。こうしたお雇い外国人は、必ずしもアカデミックな大学教員ではなく、役人や軍医、技師、学校教員などの実務家が少なくなかった。お雇い外国人の多くは明治前期の限られた時期の採用であったが、実務に長けたお雇い外国人は大学教育の形成に大きな影響を与えたのである。

戦前、総合大学として教育および研究機関として存在したのは帝国大学のみであった⁵。帝国大学が国家の最高学府であり、大正中期に大学令が公布されるまで、帝国大学以外に「大学」は制度上存在しなかった。さらに、大学令公布後に専門学校から「大学」に昇格した学校はいずれも単科大学または単機能の高等教育機関であった。また、これら大学教員のほとんどは帝国大学の卒業生によって担われていた。帝国大学の教員が講師として出講するだけでなく、官庁や官立学校等で働く帝国大学の卒業生が非常勤講師として出講することも少なくなかった⁶。東京専門学校（現在の早稲田大学）や慶應義塾（現在の慶應義塾大学）など一部を除く多くの私立専門学校は専任教員を持たずに運営され、大学令による大学への昇格にあたって設置認可の過程では大幅な緩和措置がとられてきた⁷。そして大学昇格後も、多くの私立大学で実務家が教鞭をとることは少なくなかったのである⁸。

戦後、多くの大学が新制大学として発足したが、実務家教員を大学の教員として制度上正式に採用することが可能となった契機は、1985年の大学設置基準の改正とされる。松野弘は、同年の大学設置基準の「教授の資格」の項に、「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」とする一文が加筆されたことを指摘している⁹。博士の学位や研究上の業績、大学等における専任講師の経歴等が規定されている中で、同項の加筆は社会人が大学教員となることを容易にするためのものであったと解釈している。また、1991年の大学設置基準の大綱化では、一般教育科目や教養課程の縮小や廃止の傾向が強まり、一方で専門教育科目が強化された。こうした専門教育科目の強化は大学の実学化傾向を促進し、実務家教員の採用に拍車がかけられたと指摘する¹⁰。

たしかに、松野の指摘するように、1985年の改正により実務家が大学教員（教授）となることがこれまでより容易となり、また1991年の大学設置基準の大綱化以降、実務家教員の需要が高まっていったことは十分に考えられる。ただし、大学の「実学化志向」は大学設置基準の大綱化より以前からあり、多くの大学で教養科目が縮減され、専門科目に力が入れられた事実と、実務家教員の需要の高まりはすぐには結び付かない。

重要なのは、当該期の臨時教育審議会の大学教育の提言において、リカレント教育が推進されていた点である¹¹。臨時教育審議会の第二次答申に向けた議論の中で、以下のように述べられていた。

大学等の高等教育機関においては、現状ではフルタイム学習の若者向けのシステムという性格が強くなっているが、今後における社会の変化に対応し、人生の初期だけでなく、いつでも学べる機関として機能していくことが重要である。とくに、大学・大学院は、高度な専門的知識・技術を要する分野における職業能力開発を十分とはいえないまでも行っており、近年の技術的進歩に伴う高度の技術に関する社会人の職業能力の開発のためには、その果たすべき役割は大きいものがある¹²。

これまで、大学への進学者は主に高卒者であったが、今後の大学は社会人も学べる機関となることが

必要であることが確認されていた。このような方針のもと、「大学等の一定割合は社会人で占めることとするなど思い切ったリカレント化を推進する必要がある」とされ、「多様な特性、特徴を持つ成人の教育を受け入れる上で、大学等においては、実生活や職業生活の要請に着目し、さらに個性化や高度化を進めることが必要である」とされたのである¹³。

実際、18歳人口は1992年の205万人をピークとして急減していた。しかし、一方で大学進学者数は公立大学や私立大学を中心に増加していた¹⁴。1991年から2008年まで、公立大学は39校から90校、私立大学は378校から589校に増加し、入学者数も公立で約1万4千人から2万7千人、私立大学で40万5千人から47万7千人に増加していた。こうした中で大学設置基準の大綱化は実施されており、高等教育における他の分野の教育や研究と連携・協力を進めていくことや、今後の先端技術分野等における高度かつ多様な質の高い人材養成の要請にこたえるため、従来の大学の枠にとらわれない斬新な組織の設置などの検討が必要とされた¹⁵。

その後、第二次答申以降に審議すべき「教員」に関する諸課題の一つとして、「社会人や外国人の任用の推進」が挙げられた¹⁶。また、1987年4月に提出された第三次答申においては、高等教育機関の組織・運営の改革における「教員と職員」の最初の項で、「教員に広く人材を求めため、社会人、外国人の任用を拡大し得るよう適格条件の弾力化の措置を進める」ことが掲げられた¹⁷。教員の適格条件は昨今弾力化が進められているが、その一環として社会人、外国人の任用を拡大し得るよう、さらに措置を進めることが望まれるとされた¹⁸。

このように、教員の適格条件の弾力化の流れのなかで、臨時教育審議会の答申において社会人すなわち実務経験を有する教員の任用が確認された。その後、大学審議会が設置され、1988年12月には大学院制度の弾力化についての答申が行われた。大学院の教員は「専攻分野について特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の高度の能力があると認められる者を広く社会に求め、これらの人材にも教員資格を認めること」が明記された¹⁹。今後、大学院の充実を図っていくために、大学院が社会の変化に対応して新しいものを取り入れる包容力と柔軟な体制づくりが必要であり、そのために大学院の教員は広く社会から人材を求めていくことが効果的であるとされた²⁰。特に、先端的な科学技術分野や国際的な経済活動に関する分野は、実際に研究開発や実践活動等にたずさわっている研究者、実務者等が参加し、教育研究の幅を広げて大学院の教育研究を活性化、現代化していくことが目指されていた²¹。実務上の業績が大学（院）における教育研究上の能力を十分に反映していることも考慮されるなど、大学の「社会化」・「現代化」のために大学が積極的に社会から人材を求める方向性が示されていたのである。これは、後に設置されることとなった専門職大学院の規定に影響を与えていた。

では、実際にどのような「実務家教員」が大学で採用されていたのだろうか。たとえば、1991年4月の朝日新聞の記事には、情報や国際関係など、大学が取り扱う専門領域が広がるにつれて企業などで育った研究者や実務家を教員に招く大学が増えており、ビジネスの最前線で得た豊富な体験やわかりやすい説明が学生たちに受けていることが報じられていた²²。多摩大学で1990年3月に実施された授業評価調査では、「商社や金融など民間企業出身の実務研究者の方が、大学の研究室育ちの学者より説明が明快で、興味深い授業をしてくれる」という結果が出たとされ、民間企業出身の教員と大学の研究室育ちの教員とでは7段階調査で授業満足度に関きがあったことが指摘された²³。

また 2000 年には、長崎大学の経済学部で官庁や民間から実務家を積極的に採用していることが報じられた²⁴。「生きた経済学」が掲げられ、元証券マンが株式ゲームを講義に取り入れるなど好評で、受験生の獲得にもつながっていることが紹介された²⁵。長崎大学では、1993 年から実務家教員を少しずつ増やし、2000 年度には教員 69 名のうち約 4 分の 1 の 17 名が実務家教員で構成されていたようである²⁶。

1998 年に大学審議会で提出された答申「21 世紀の大学像と今後の改革方針について」では、国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う「高度専門職業人」の養成や、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行うための修士課程の設置が提言された²⁷。大学における教育研究と社会における実践・実務との関係が重要な課題とされ、教育の資格や教員組織の在り方についても実務経験のある社会人を相当数教員として迎える等の配慮が必要であることが指摘された²⁸。これを受け、1999 年には高度専門職業人の養成に特化した「専門大学院」が制度化された。専門大学院は、2000 年から 2002 年までに経営管理 3 校（国立 2、私立 1）、公衆衛生 2 校（国立 2）、ファイナンス 1 校（私立 1）の計 6 研究科・専攻が設置された。

しかし、2002 年の中央教育審議会の答申「大学院における高度専門職業人養成について」では、高度専門職業人養成のための実践的な教育は、修業年限や研究指導等、従来の大学院制度の枠内で展開することに制度設計上制約があることが指摘された²⁹。そのため、高度専門職業人養成に特化した新たな大学院制度を創設する必要があることが提言され、「実務者の教員の参画等による実務界との連携・交流により実践的な教育の実現を図る」ことが求められるとされた³⁰。これを受け、翌 2003 年にはそれまでの専門大学院を包摂した「専門職大学院」が設置された。専門職大学院設置基準には、専任教員に関する項目に「専攻分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者」が規定され、「実務」の「経験」や「高度」な「実務の能力」を有する者が専任教員となるとされた³¹。

なお、2019 年 4 月には「専門職大学」が設置された。専門職大学設置基準では、実務家教員の実務経験年数や人数の割合等が新たに規定された。専門職大学設置基準第 34 条では、「教育研究上特に必要があり」、「教育研究の遂行に支障がないと認められる場合」といった条件をつけながらも、専門職大学において「教育研究以外の業務に従事する者」を専任教員とすることができると規定された³²。さらに第 36 条では、専任教員のうち概ね 4 割以上が、専攻分野における概ね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者と規定された。また専任教員以外の者であっても、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担うとされた³³。

実務家教員は、日本の大学教育に長きにわたり関わっており、その影響は少なくなかった。しかし、制度として実務家教員が規定されていたわけではなく、教員を補う代替要員として任用されていた。そうした状況が変化したのが 1980 年代後半である。その背景には、18 歳人口の減少をはじめとする大学進学者数・年齢層の変化、それにともない大学に求められる教育内容の変化があった。大学は、これまでのように高等学校から進学する学生だけでなく、すでに社会に出ているいわゆる実務家も学べるような教育機関となる事が必要とされるようになった。こうした状況は、これまで以上に大学と社会との密接な連携・協力を求めることとなった。実務経験を有する教員を大学に配置することで、大学の教育内容をより充実させると同時に、増加する実務家の学生も学べ、実務に活かせるような実践的な内容にしていくことが求められるようになっていったと考えられる。

2. 実務家教員の課題

現状、大学においては、企業などから毎年 1,500 ～ 2,000 人が本務教員として採用されており、このような実務家教員の数は毎年の採用教員数の 2 割～ 3 割を占めるとされる³⁴。特に、法科大学院や教職大学院をのぞく専門職大学院では、2017 年度は本務教員数 1,346 人のうち半数以上の 704 人が実務家教員として採用された³⁵。こうした実務家教員は、専門職大学が設置された 2019 年以降、さらに増加していくことが予想される。

一方で、実務家教員についての課題は山積している。中央教育審議会の大学分科会に設置された「制度・教育改革ワーキンググループ」では、実務家教員の定義がいまだ明確にされておらず、「実務家教員」として想定される具体的な人物像が希薄であることが指摘されている³⁶。実務家教員が、大学における教育内容の改善や、教員間での交流の活性化といった面で期待されているものの、実践的な教育課程への改善は実務家教員を導入すれば足りるわけではなく、教員全体の FD を充実させるなどの本質的な大学教育改革が必要であることが確認されていた。

議論では、そもそも実務家が現場の知識を持っていることと、その知識をメタ化して学生に教育できることとは別なのではないかということが指摘された。たとえば、安部恵美子委員（長崎短期大学学長）は、実務家教員の質という観点から「実務がたけているからといって教育力が十分であるということは必ずしもいえない場合もあります」とし、「みなし専任の増加や、教員の複数大学での専任化が可能となった場合に、実務家教員の教育力というのをどのように担保するかというのはとても難しい大きな課題になる」と指摘した³⁷。

また、大学における実務家教員の必要性についても再確認された³⁸。実務家教員は 5 年間の実務経験を条件とされているが、その年数は果たして本当に妥当なのかということである。昨今のように社会や技術が急速に変化する時代において、実務の現場での知識や最先端とされている技術が数年後には陳腐化し、学生が実際に社会に出た時にはほとんど役に立たないといった状況も十分に考えられる。また、過去に一度でも実務の経験をしていれば、実務から離れた後もずっと実務家教員と言えるのかといった点も指摘され、実務能力を再評価するシステムの整備が急務であるとされた。さらには、大学において実務家教員を重用することで、早く社会に出なければならないといった圧力となり、学生の学位取得への意欲を削ぐ結果となることも懸念された。

実務家教員の需要が高まる中で、その意義や必要性、具体的な実務家教員像が明らかにされていない点は現在も課題とされている。「制度・教育改革ワーキンググループ」においても、実務経験の年数や再評価も含めてまだ曖昧であり、ただ大学教育に「実務家」を教員として配置することが大学教育の本質的な改革とならないことが指摘されていた。一方で、教授能力や知見を有する実務家の人数が十分でない中で、実務家教員の配当数などが制度上規定され、実務家教員の登用が現在も進められている。実務家教員にとっても企業等での勤務との兼ね合いから時間的な制約もある。各大学が本当に必要な実務家の参画を得られるかが課題であり、実務家教員の指導力の向上が必要とされている。次節では、実務家教員の指導力の向上として現在行われている取り組みを紹介しておきたい。

3. 実務家教員養成課程における実践

高等教育がユニバーサル化し、大学は多様な学生を受け入れるとともに、大学教員に求められる力も

変化してきた。従来の大学教員は、研究能力や研究業績が何より重要であり、論文の数や質が採用に直結してきた。しかし、現在はそれらに加え、教育能力や教育業績も問われるようになってきている。たとえば東京大学では、大学教員を目指す東京大学の大学院生やポストドクター、若手教職員の教育能力を高めるため、東京大学フューチャーファカルティプログラム（東大FFP）を開講している³⁹。また愛媛大学では、任期を定めて採用した若手教員等に能力開発や財政的支援を行い、教育者・研究者として自立した経験を積ませたうえで厳格な審査を経て終身雇用へ移行させるテニユア教員育成制度を実施している⁴⁰。これらは、いずれも大学院での研究業績を持つ大学院生や若手教職員を対象としているため、専門職大学院設置基準等で示されるような実務家教員を対象とするものではない。

学校法人先端教育機構では、2018年10月から実務家教員養成課程を開講している。対象は18歳以上で、大学・専門学校・各種学校等の教員を目指す者、企業や官公庁・自治体などに勤務または勤務経験者としているが、受講者の多くは少なくとも5年以上の実務経験者である。なお、同課程は、文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）⁴¹や厚生労働省の「特定一般教育訓練」講座⁴²に認定された。本課程における「実務家教員」とは、「民間企業や官公庁、各種団体等で培ってきた知識や経験、スキル、ノウハウをそのまま指導するのではなく、これまでの理論と整合性をとり、体系的に整理し、指導・教授する」者とされる⁴³。下図のように、実務経験・研究能力・教育指導力の3つの要素を関連させることを目標としており、大学等の教員になるには実務の経験だけではなく、研究能力と教育指導力が重要であるとしている⁴⁴。先述のように、新設された専門職大学院設置基準では、実務家の専任教員のうち2分の1以上は研究上の業績が必要であると規定されている⁴⁵。実務経験を言語化して形式知とし、大学の教育や研究の発展に生かしていくことが目指されている。

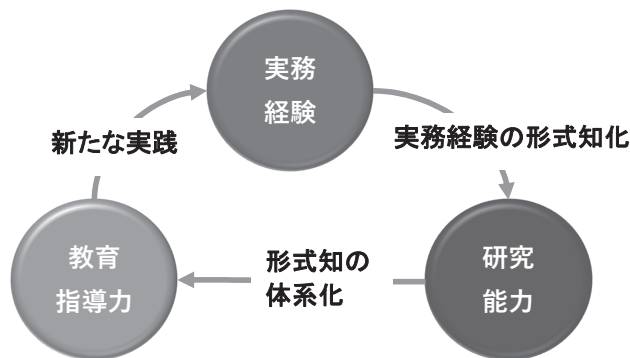


図 実務家教員の3つの要素
川山（2018）をもとに作成

実務家教員養成課程は、2019年12月現在、第4期の授業が行われている。これまで第1期で55名、第2期で42名の修了者を輩出し、現在第3期26名、第4期11名が学んでいる。1講座は90分で休憩を挟み、2講座連続で週1回、全15回（30講座）行われる。なお、授業は複数の教員が担当し、第2期以降は大学院の授業の一環として行われている実務家の講演を「事例研究」として8回分聴講で

きる。なお、講座の内容については、下表のとおりである。

これまでの実務を活かした研究方法や、論文等に関する基礎知識をつける研究能力に関する授業、そしてシラバス作成、教授法、成績評価、ファシリテーションの方法、模擬授業など教育能力を高めるための授業で構成されている。それらに加え、高等教育論や成人教育論等、高等教育の現状を理解するための授業や、実際に実務家教員として活躍している方を講師に迎え、実務家教員としてのキャリアパスや大学教育へのかかわり方、実務を活かした講義方法等を学ぶ授業も設定されている。

実務家教員に関する一連の議論で懸念されていたように、実務の領域で高い専門性を有する実務家が、必ずしも教員として高い専門性を有するわけではない。実際、実務家教員養成課程の受講生の多くも、自分が大学生だった頃の大学のイメージが強く、大学における教育の質について当初はそれほど重要だと考えていない場合が多い。長期の実務経験を持っていれば簡単に大学に就職できると考える受講生も少なくない。実務家が現在求められている質の高い大学教育の担い手となるためには、高度の実務能力に加え、実践能力（実践知）を体系化していく研究能力や、体系化した実践知を伝達する教育指導力の

表 実務家教員養成課程カリキュラム

週	領域	講	内容
1	ガイダンス	第1講	ガイダンス
		第2講	実務家教員とはなにか
2	キャリアパス	第3講	教員調書と実績
		第4講	教員調書と実績演習
3	研究方法	第5講	実践と理論の融合Ⅰ
		第6講	実践と理論の融合Ⅱ
4	教育方法	第7講	シラバス作成の基礎
		第8講	シラバス作成演習
5		第9講	教授法の基礎Ⅰ
		第10講	教授法の基礎Ⅱ
6	制度理解	第11講	高等教育論
		第12講	成人教育論
7	研究方法	第13講	論文執筆の基礎Ⅰ
		第14講	論文執筆の基礎Ⅱ

週	領域	講	内容
8		第15講	教材研究の基礎Ⅰ
		第16講	教材作成演習Ⅱ
9	教育方法	第17講	ファシリテーション論
		第18講	ファシリテーション演習
10		第19講	研究指導法Ⅰ
		第20講	研究指導法Ⅱ
11		第21講	成績評価論Ⅰ
		第22講	成績評価論Ⅱ
12	キャリアパス	第23講	実務家教員のキャリアパスⅠ
		第24講	実務家教員のキャリアパスⅡ
13	研究方法	第25講	論文執筆演習Ⅰ
		第26講	論文執筆演習Ⅱ
14	教育方法	第27講	実践講義法Ⅰ
		第28講	実践講義法Ⅱ
15	実習	第29講	模擬講義Ⅰ
		第30講	模擬講義Ⅱ

習得が不可欠である。実務家教員養成課程では、こうした研究能力や教育指導力の習得を支援している。

おわりに

実務家教員は戦前から大学教育の担い手となってきたが、リカレント教育の推進や教員の適格条件の弾力化の流れの中で、実務家教員は制度として規定され、その採用者数は増加した。2003年には専門職大学院の創設・拡充、2019年には新たに専門職大学および専門職短期大学が創設され、既存の多くの大学においても社会人のための学び直しのための学部やプログラムが創設されている。大学における教育成果が社会においてどのように結び付くのがこれまで以上に求められており、高等教育全体に新たな改革の必要が迫られている。

ただし、実務家教員はその有用性が指摘される一方で課題も山積している。これまでの大学で培われてきた研究や教育の質をさらに高めていくためにも、実務家教員の養成に関わる制度の整備が期待される。

註

- 1 2003年文部科学省令第16号「専門職大学院設置基準」。
- 2 2017年文部科学省令第33号「専門職大学設置基準」(2019年4月1日施行)。
- 3 「実務家教員の登用促進について」(文部科学省中央教育審議会大学分科会第17回制度・教育改革ワーキンググループ配布資料) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/1407795.htm (最終閲覧日2019年8月5日)。
- 4 前掲「実務家教員の登用促進について」。
- 5 天野郁夫『大学の誕生(上)』中央公論新社、2009年、225～226頁。
- 6 なお、天野郁夫は、専任教員を有していた一部の学校を除き、私立専門学校のほとんどが東京に、また帝国大学の所在する本郷と官庁街とのほぼ中間に位置する神田界隈に集中していた理由の一つは、非常勤講師が出講可能な時間・距離であったことを指摘している(同上天野著『大学の誕生(上)』226頁)。
- 7 天野郁夫『大学の誕生(下)』中央公論新社、2009年、392頁。
- 8 たとえば法政大学の法文学部の法律学科では、専任教員でも相当後まで判事や検事といった実務家が教鞭をとっていた(『法政大学八十年史』1961年、257頁)。
- 9 松野弘『大学教授の資格』NTT出版、2010年、13頁。
- 10 松野弘『講座 社会人教授入門』ミネルヴァ書房、2019年、23～24頁。
- 11 臨時教育審議会の第一次答申(1985年6月)では、主に大学入学者選抜制度の改革について、第二次答申(1986年4月)においては高等教育の内容を中心に一般教育・専門教育の充実、高等教育機関の個性化、多様化と相互の交流、大学院の飛躍的充実、基礎的研究の推進、大学の評価と大学情報の公開、大学と社会の連携の強化、国際交流の活発化などについて提言された(教育政策研究会『臨教審総覧』上巻、第一法規、1987年、257頁)。
- 12 教育政策研究会『臨教審総覧』下巻、第一法規、1987年、146頁。
- 13 同上『臨教審総覧』下巻、146頁。

- 14 吉田文は、こうしたことから、大学入学者に対する最初の教育を行ってきた一般教育が、大きな変容を迫られることとなったことを指摘している（吉田文『大学と教養教育—戦後日本における模索』岩波書店、2013年、217～218頁）。
- 15 前掲『臨教審総覧』下巻、146頁。
- 16 同上『臨教審総覧』下巻、167頁。
- 17 前掲『臨教審総覧』上巻、264頁。
- 18 同上『臨教審総覧』上巻、265頁。
- 19 高等教育研究会編『大学の多様な発展を目指してⅠ—大学審議会答申集—』ぎょうせい、1991年、115頁。
- 20 同上『大学の多様な発展を目指してⅠ—大学審議会答申集—』122頁。
- 21 同上『大学の多様な発展を目指してⅠ—大学審議会答申集—』122頁。
- 22 「わかりやすく面白い 学生、企業出身者の講義に軍配」『朝日新聞』1991年4月14日。
- 23 同上「わかりやすく面白い 学生、企業出身者の講義に軍配」。
- 24 「『実務家』教員、大学に活力 長崎大経済学部で講義好評」『朝日新聞』2000年9月2日。
- 25 同上「『実務家』教員、大学に活力 長崎大経済学部で講義好評」。
- 26 「教員千人を個人評価 長崎大が生き残り改革」『朝日新聞』2001年2月5日。
- 27 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」1998年10月26日（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315932.htm 最終閲覧日2019年8月1日）。
- 28 同上「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」。
- 29 「専門職大学院の現状と今後の在り方について」（専門職学位課程ワーキング・グループ報告書）2010年6月29日、（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/1299301.htm 最終閲覧日2019年8月1日）。
- 30 同上「専門職大学院の現状と今後の在り方について」。
- 31 2003年3月31日公布文部科学省令第16号「専門職大学院設置基準」（2018年4月1日施行）第5条第3項。
- 32 2017年9月8日公布文部科学省令第33号「専門職大学設置基準」（2019年4月1日施行）。
- 33 同上「専門職大学設置基準」。
- 34 前掲「実務家教員の登用促進について」。
- 35 中央教育審議会大学分科会第89回大学院部会「専門職大学院の入学者数及び在学者数推移」参考資料4、2018年11月5日（http://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2018/10/_icsFiles/afieldfile/2018/11/02/1410827_009.pdf 最終閲覧日2019年8月1日）。
- 36 中央教育審議会大学分科会「制度・教育改革ワーキンググループ（第7回）議事録」2017年11月17日（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryoy/1403047.htm 最終閲覧日2019年8月1日）。
- 37 同上「制度・教育改革ワーキンググループ（第7回）議事録」。

- 38 前掲「実務家教員の登用促進について」。
- 39 東京大学大学総合研究センター東大FFP (<https://www.utokyofd.com/ffp/> 最終閲覧日 2019年8月5日)。
- 40 愛媛大学テニユア教員育成制度 (<http://ts.adm.ehime-u.ac.jp/> 最終閲覧日 2019年8月5日)。
- 41 社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム。厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進している。大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じ、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的としている(文部科学省「職業実践力育成プログラム(BP)認定制度について」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/ 最終閲覧日 2020年1月31日)。
- 42 再就職や早期のキャリア形成に資する教育訓練を受けた場合にその受講料の一部を支給する雇用保険の給付制度。「特定一般教育訓練」講座として指定されると、受講費用の40%(上限20万円)が雇用保険から受給される(厚生労働省「講座を運営する事業者(スクール)の方へ(特定一般教育訓練)」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html 最終閲覧日 2020年1月31日)。
- 43 「実務家教員養成課程 研究生募集要項」(2019年度パンフレット)。
- 44 川山竜二「リカレント教育時代の実務家教員 経験を体系化し次代に受け継ぐ」『事業構想』2018年9月号。
- 45 前掲「専門職大学設置基準」。